

大阪急性期・総合医療センター 随意契約状況一覧

建設工事

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			

委託契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合 は年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	東芝インフラシステムズ(株)電機 サービスセンター関西支店	中央監視設備の保守点検業務委託	R3. 4. 1	R4. 3. 31	4, 016, 100	第19条 1項2号	業務(中央監視装置の保守点検)が特定の者(当該設置のメーカー)でなければ実施 することができないものであるため
施設保全グループ	㈱日本シューター大阪支店	大口径気送管設備の保守点検業務委託	R3. 4. 1	R8. 3. 31	36, 300, 000	第19条 1項2号	業務(大口径気送管設備の保守点検)が特定の者(当該設置のメーカー)でなければ 実施することができないものであるため
施設保全グループ	アズビル(株)ビルシステムカンパ ニー関西支社	空調設備自動制御機器の保守点検委 託	R3. 4. 1	R4. 3. 31	11, 385, 000	第19条 1項2号	業務(空調設備用自動制御機器の保守点検)が特定の者(当該設置のメーカー)でな ければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	ダイキチカパーオール(株)	特殊清掃業務の委託	R3. 4. 1	R3. 9. 30	12, 210, 000	第19条 1項2号	他の業務(大阪コロナ重症センターの特殊清掃業務委託)と密接不可分の関係にあ り、当該契約業者以外の者に履行させた場合、連携した業務運営に支障をきたすため
施設保全グループ	株式会社スズケン 大阪中央支店	検体検査総合自動搬送分析システム の保守点検業務	R3. 5. 1	R4. 4. 30	50, 954, 508	第19条 1項2号	業務(検体検査総合自動搬送分析システムの保守点検)が特定の者(当該装置の唯一 の代理店)でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	㈱エスアールエル	電子顕微鏡検査業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	3, 702, 600	第19条 1項2号	検査結果の均一性及び検査データの解析、管理等が統一できるため
施設保全グループ	東芝エレクトロニクス(株)	災害対応無線患者管理システムの保 守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	9, 205, 900	第19条 1項2号	業務(災害対応無線患者管理システムの保守点検)が特定の者(当該設置のメーカー)で なければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ(株)	X線CT装置(Aquilion64)保守点検業 務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	14, 137, 200	第19条 1項2号	業務(X線CT装置(Aquilion64)の保守点検)が特定の者(当該設置のメーカーの国 内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ(株)	超音波診断装置の保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	19, 075, 320	第19条 1項2号	業務(超音波診断装置の保守点検)が特定の者(当該装置のメーカー)でなければ実 施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ(株)	IVR-Angio/CT装置の保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	23, 562, 660	第19条 1項2号	業務(IVR-Angio/CT装置の保守点検)が特定の者(当該装置のメーカー)でなければ 実施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ(株)	放射線治療用CT装置(AquilionLB) の保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	7, 260, 000	第19条 1項2号	業務(放射線治療用CT装置(AquilionLB)の保守点検)が特定の者(当該設置のメー カーの国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるた め
施設保全グループ	シーメンスヘルスケア(株) 大阪営業所	全身対応型血管造影検査撮影装置の 保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	4, 180, 000	第19条 1項2号	業務(全身対応型血管造影検査撮影装置の保守点検)が特定の者(当該装置メーカ ーの国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	㈱ナンブ精工	歯科技工業務委託	R3. 4. 1	R4. 3. 31	8, 340, 000	第19条 1項2号	障がい者歯科治療も含めた当センターの特殊な治療や指示に適切に対応できる技術 を有する者でなければならぬため

施設保全グループ	㈱フィリップス・ジャパン ヘルシステムズ営業本部	生体情報モニタの保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	12,089,000	第19条 1項2号	業務（生体情報モニタの保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの国内における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	㈱フィリップス・ジャパン ヘルシステムズ営業本部	超電導磁気共鳴診断装置の保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	13,612,500	第19条 1項2号	業務（超電導磁気共鳴診断装置の保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの国内における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	㈱ホクシンメディカル南大阪営業所	心臓カテーテル用検査装置（バイオセンスCART03）の保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	3,300,000	第19条 1項2号	心臓カテーテル用検査装置（バイオセンスCART03）の保守点検業務が特定の者（当該装置メーカーの大阪府下における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	㈱ホクシンメディカル南大阪営業所	3次元マッピング装置Rhythmiaの保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	3,960,000	第19条 1項2号	業務（3次元マッピング装置Rhythmiaの保守点検）が特定の者（当該装置メーカーの大阪府下における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	ラジオメーター㈱ 大阪営業所	血液ガスシステムの保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	5,196,400	第19条 1項2号	業務（血液ガスシステムの保守点検）が特定の者（当該装置メーカーの国内における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	(特) 住吉高齢者障害者福祉事業団	屋外環境管理業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	3,056,900	第19条 1項3号	特定の目的（近隣地域における高齢者、障がい者の方々への自立支援）を有する業務であるため委託先が特定されるため
施設保全グループ	㈱千代田テクノル	マイクロセレクトロンHDRシステムの保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	4,037,000	第19条 1項2号	業務（マイクロセレクトロンHDRシステムの保守点検）が特定の者（当該装置メーカーの国内における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	㈱千代田テクノル	被ばく線量測定業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	7,304,660	第19条 1項2号	特別の理由（法令により被ばく線量の管理は、過去の被ばく記録を含め個人データ管理することが重要となり、対象者の累積被ばく線量積算の一貫性を保つ必要があるため。
施設保全グループ	日機装㈱メディカル事業本部西日本支社大阪営業部	透析部門設置機器の保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	8,523,240	第19条 1項2号	業務（透析部門設置機器の保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	日本光電工業㈱関西支社	日本光電社製医療機器保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	16,720,000	第19条 1項2号	業務（日本光電社製医療機器の保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	日立ヘルスケアシステムズ㈱関西支店	日立製作所社製医療機器保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	16,287,700	第19条 1項2号	業務（日立製作所製医療機器の保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	富士フィルムメディカル㈱関西支社	富士コンピューテッドラジオグラフィシステムの保守点検業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	12,908,148	第19条 1項2号	業務（富士コンピューテッドラジオグラフィシステムの保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの国内における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	富士フィルムメディカル㈱関西支社	デジタルX線画像診断装置の保守点検	R3. 4. 1	R4. 3. 31	3,651,912	第19条 1項2号	業務（デジタルX線画像診断装置の保守点検）が特定の者（当該設置のメーカーの国内における唯一の代理店）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	小西医療器株式会社	院内物流管理業務	R3. 4. 1	R6. 3. 31	95,040,000	第19条 1項2号	他の業務（SPD業務）と密接不可分の関係にあり、当該契約業者以外の者に履行させた場合、連携した業務運営に支障をきたすため
情報企画室	株式会社MMコーポレーション	重症部門管理システム保守業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	5,742,000	第19条 1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	株式会社MMコーポレーション	生殖医療管理システム保守業務	R3. 4. 1	R4. 3. 31	2,706,000	第19条 1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため

賃貸借契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額 (円) (単価契約の場合は年間予定金額)	大阪府立病院機構契約事務取扱規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	バクスター株式会社	腹膜灌流用装置賃貸借契約	R3. 4. 1	R4. 3. 31	5,076,480	第19条 1項2号	当該機器が特定され、これがメーカーが直接販売及び保守サービスを行っているため。
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパンスリープ&レスピラトリーケア事業部	院内人工呼吸器賃貸借契約	R3. 4. 1	R4. 3. 31	11,734,800	第19条 1項2号	既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパンスリープ&レスピラトリーケア事業部	在宅人工呼吸器賃貸借契約	R3. 4. 1	R4. 3. 31	4,245,360	第19条 1項2号	既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため

